

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

646号
2018

滋賀県各地でメーデーが開催されました

連合滋賀と一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会は、第89回滋賀県労働者統一メーデーを4月28日に県内4ヶ所で開催し、計5,100人が参加しました。中央集会は、竜王町ドラゴンハットで開催され、2,000人が参加しました。

式典では、『誰もが健やかで安心して働き続けることができる社会を、今こそ構築していかなければならない』『「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、国際労働組合総連合（I T U C）やNPO/NGOなどと連携し、すべての人が平和と人権を守り、豊かさを楽しむことができる世界の実現をめざしていく』『震災を風化させず、被災者に寄り添い、防災・減災の取り組みとあわせて、被災地の復興・創生に向けた継続的かつ幅広い運動を展開していく』『すべての仲間の連帯で、「ディーセント・ワーク」と「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて、全力を挙げて取り組む』などのメーデー宣言を採択し、『平和・人権を守り、あらゆる差別をなくそう！働く者のための働き方改革をすすめ、すべての仲間と結集しよう！』をスローガンとして確認しました。



また、滋賀県労連等を中心とする県民メーデー実行委員会は、第89回滋賀県民メーデーを5月1日に県内10ヶ所で開催し、計917人が参加しました。中央集会は、大津市の膳所城跡公園で開催され、300人が参加しました。今年のメーデースローガンを『働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう』とし、『8

時間働いて普通に暮らせる賃金・働くルールの確立』『なくせ貧困と格差。大幅賃上げ・底上げで景気回復、地域活性化』『めざせ最賃1500円、全国一律最賃制の実現』『年金・医療・介護など社会保障制度の拡充』などをメインスローガンに掲げ、参加者に団結を呼びかけました。その後、メーデー宣言では『最低賃金をはじめ賃金の地域間格差の拡大が、若者を都市部へ流出させるなど、地域経済の停滞と中小零細企業での人材不足や経営悪化の要因となっている』とし、『強く連携し、貧困と格差の解消におけて前進させる』ことなどが確認されました。参加者らは集会の後、デモ行進を行い『貧困と格差をなくそう』『大幅賃上げを勝ち取ろう』などを訴えました。

目次

表紙	滋賀県各地でメーデー開催
P 2	「雇用推進労使会議チャレンジしが」開催報告
P 3	第13次労働災害防止推進計画がスタート
P 3	専修大学と滋賀県が就職支援に関する協定を締結
P 4	春季インターンシップの受入れ企業募集
P 4	おうみの名工、おうみ若者マイスターの推薦について
P 5	在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内
P 5	能力開発講座のご案内
P 6	働くなら滋賀！人材育成助成金のご案内
P 6	中小企業の事業活動を担う人材育成について
P 7	障害者雇用優良事業所等の表彰の推薦について
P 7	就労等医学的支援事業のご案内
P 8	労働保険年度更新手続についてお知らせ
P 9	労働基準監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」を編成
P 9	企業内家庭教育学習講座の開催支援について
P 10	労働委員会だより「労使間のトラブルでお困りではありませんか？」
P 11	高齢者・障害者雇用助成金のご案内
P 11	シルバー人材センター会員及び技能講習受講者募集
P 12	勤労者向け融資制度のご案内
P 12	滋賀県労働相談所のご案内

7月1日～7日は全国安全週間です

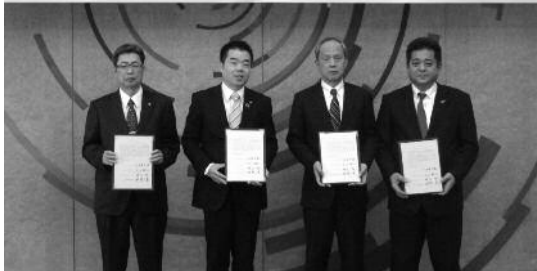
〈平成30年度スローガン〉

**新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災**

第13回「雇用推進行労使会議チャレンジしが」が開催されました

滋賀県、滋賀労働局、連合滋賀、一般社団法人滋賀経済産業協会の4者で構成する「雇用推進行労使会議チャレンジしが」の第13回トップ会議が3月23日に県公館で開催されました。

今回の会議では、平成27年3月に策定した滋賀県雇用推進プランの進捗状況を確認するとともに、



「長時間労働の抑制、有給休暇の取得促進」および「産業人材の確保・育成と多様な働き方の推進」についての意見交換が行われ、相互に連携・協力していくことが確認されました。

また、平成30年度の重点的な施策・取組として、「働き方改革の推進」に引き続き取り組むとともに、喫緊の課題である「産業人材の確保・育成」に取り組むことを決定。「産業人材の確保・育成」に向けて4者が一致協力して取り組んでいくことを確認する共同宣言を行いました。

共同して取り組む7つの柱

- 1 若年者の自立に向けた就業・定着支援と正規雇用の拡大
- 2 女性の活躍が促進される職場環境の整備
- 3 障害者の雇用促進といきいきと働くことができる環境整備
- 4 高年齢者の豊かな知識や経験を生かした雇用の場づくり
- 5 新規成長産業の振興による雇用の創出および人材確保・定着
- 6 多様なニーズに応じた人材育成
- 7 安全で安心して将来に希望を持って働くことのできる職場環境の整備



第13次労働災害防止推進計画がスタートします

平成30年度（2018年度）から2022年度まで

【目標】

- 労働災害による死亡者ゼロを目指す。
- 2022年までに、年間の休業4日以上死傷者数を、2017年と比較して全体で5%以上減少させ、1275件以下とする。
- 2022年までに、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店の死傷災害を、2017年と比較して死傷年千人率*で5%以上減少させる。
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場(労働者数30人以上)の割合を80%以上とする。
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
- 第三次産業及び道路貨物運送業の腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる。

※ 労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を表す指数

【お問い合わせ先】 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 TEL：077-522-6650

首都圏の大学との締結は初めて！
 専修大学4人の創立者のうち、初代校長、初代学長を務めた相馬永胤先生は彦根藩出身！
 目賀田種太郎先生は、先祖ゆかりの地である愛荘町の発展に尽力！

専修大学と滋賀県が 就職支援に関する協定を締結しました。

滋賀県と大学が、相互に連携および協力に努め、大学生等に対し滋賀県内の企業等への就職活動を支援することにより、大学生等のUターン就職を促進し、若者の滋賀県内での定着を図ります。

【連携事項】

- (1) 学生やその保護者に対する滋賀県内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること。
- (2) 学内で行う合同企業説明会等の開催に関すること。
- (3) 滋賀県の学生向け就職情報提供サービスへの登録呼びかけに関すること。
- (4) 学生の地元就職に係る情報交換および実績把握に関すること。
- (5) 滋賀県内の企業等における学生のインターンシップ受入れの支援に関すること。
- (6) その他学生のUターン就職等の促進に関すること。

【締結式の様子】

平成30年3月29日
 専修大学との協定締結式



(左から) 専修大学 佐々木学長、滋賀県知事 三日月大造



(写真提供 専修大学)

そうま ながたね
 相馬 永胤
 1850～1924
 ・彦根藩出身



(写真提供 専修大学)

めがた たたらろう
 目賀田 種太郎
 1853～1926
 ・旗本の家生まれる

～オール滋賀DEインターンシップ～

春季インターンシップの受入れ企業を募集しています！！

滋賀インターンシップ推進協議会では、産業界、大学、行政等が連携を密にしてインターンシップ事業を実施することで、若者の職業意識や勤労観を醸成するとともに、滋賀県内の産業や企業等についての理解を深め、県内企業等への就職者の増加やミスマッチの防止を図ることにより、若者の県内定着および県内企業の人材確保につなげる取組みを行っています。

平成30年10月15日(月)締切！！

【受入れ企業募集概要】

- 対象企業：県内に事業所がある企業等
 (社会福祉法人、医療法人、農業法人等を含む。)
- 実習時期：平成31年1月21日(月)～平成31年2月27日(水)
- 実習日数：①短期5～9日間、②中期10～14日間
 (※複数の企業を組み合わせたパッケージ型
 (例：A社2日+B社3日)も実施します。)
- 実習対象者：滋賀県内外の学生等(学部・学年不問)
- 実習テーマ：企業の魅力発信
 (インターンシップのプログラムづくりのご相談にも応じます。)



【お問い合わせ先】

滋賀インターンシップ推進協議会 事務局
 (県委託企業) 株式会社廣濟堂
 〒560-0036 大阪府豊中市蛸池西町2-2-1
 TEL：06-6855-3399
 FAX：06-6855-8651
 E-mail：siga-goodjob@kosaido.co.jp
 (受付時間：土日祝除く 平日9:30～17:30)

平成
30年度

滋賀県技能者表彰(おうみの名工) おうみ若者マイスター ～推薦の受付について～

滋賀県では、広く社会に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的として、優秀な技能を有し産業の発展や後進の育成指導に功績のあった技能者を「おうみの名工」として表彰しています。また、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定しています。

平成30年度の「おうみの名工」および「おうみ若者マイスター」の候補者の推薦受付は、以下のとおり実施する予定をしています。県内の企業や事業所等において推薦基準に該当する技能者がおられましたら、ぜひご推薦いただきますようお願いいたします。

【推薦受付・お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3755

☆平成30年度予定

おうみの名工表彰、おうみ若者マイスター認定の候補者の推薦受付期限

平成30年7月31日(火) (例年より受付期限が1か月早くなっています。)

おうみの名工表彰式、おうみ若者マイスター認定式

平成30年11月上旬

☆＜参考＞主な推薦基準(平成29年度) ※次のいずれにも該当する必要があります。

<p>おうみの名工表彰</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県内に就業している者 2 優秀な技能を有する者 3 滋賀県技能者表彰要綱第2条別表に定める「職業部門、職業分類及び職種」に現に従事している者 4 技能を通じて労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者 5 特に職業訓練業務に功績のあった者 6 他の技能者の模範と認められる者
<p>おうみ若者マイスター認定</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県内に居住または勤務している者 2 認定年度の4月1日現在で35歳未満であり、対象職種に従事している者 3 技能検定1級または単一等級に合格した者、またはこれと同等以上の能力を有する者 4 技能五輪全国大会・技能グランプリにおいて入賞経験があるなど、全国レベル以上の技能競技大会等で優秀な成績を収めたことがある者

平成30年度の候補者の推薦基準等の詳細については、要綱などをご確認ください。

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。 広告



けっこん使えぬ。
ろうきん

ろうきん
イメージモデル
高梨 臨



<http://www.rokin.or.jp>

お客様センター ☎0120-191-968

月曜～金曜9:00～18:00(祝日、12月31日～1月3日は除く)

在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 電気系（低電圧電気取扱いの基礎知識、第一種電気工事士試験準備、電気主任技術者のための知識など）
- 建築系（JW-CAD、測量、木造住宅の耐震診断、住宅の省エネルギー性能評価、早描き建築室内パースなど）
- 制御系（有接点リレーシーケンス、プログラマブルコントローラ制御、油圧制御、VBAなど）
- 塗装系（金属塗装技術）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース

- 機械関係（実践機械製図、製造技術者の油圧実践技術、製造技術者の空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場で使う品質管理技法、製造現場における工程管理技法と改善、TIG溶接実践技術（ステンレス鋼板材編）、切削加工検証（旋削編）、旋盤高精度加工技術、熱処理と表面硬化技術など）
- 電気・電子関係（実践電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門校米原校舎 （テクノカレッジ米原）	高等技術専門校草津校舎 （テクノカレッジ草津）	滋賀職業能力開発促進センター （ポリテクセンター滋賀）	滋賀職業能力開発短期大学校 （滋賀職能大）
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
URL	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/		ポリテクセンター滋賀ホームページ「2018年度能力開発セミナーガイド」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html 滋賀職能大ホームページ「2018年度能力開発セミナーガイド」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html	

能力開発講座のご案内

自己啓発として仕事に活かせる専門知識や能力を身につけたい方をお手伝いします。

研修名	開催日時	対象者	受講料	定員
				申込締切
ISO14001内部監査員セミナー	9月20日(木)・21日(金) 9:30～17:00	・すでに認証登録された事業所に所属する方 ・これから認証取得をしたいとお考えの事業所の方	会員15,000円 一般24,000円	20名
				9月6日(木)
品質管理基礎研修	10月12日(金) 9:30～17:00	・品質管理を基礎から学びたい方 ・ISO9001の推進者	会員7,500円 一般13,000円	25名
				9月27日(木)
リーダーシップ基礎研修	10月18日(木)・19日(金) 9:30～17:00	・管理監督者 ・能力開発担当者	会員13,000円 一般21,000円	25名
				10月4日(木)
リーダー・監督者のための基礎研修	10月25日(木) 9:30～17:00	・管理監督者 ・能力開発担当者	会員7,500円 一般13,000円	25名
				10月11日(木)
教育技法(TWI-JI、JM、JR)基本速習研修	11月8日(木)・9日(金) 9:30～17:00	・管理監督者 ・能力開発担当者 ・技能検定特級受検予定者等	会員13,000円 一般21,000円	25名
				10月25日(木)
ISO9001内部監査員セミナー	11月14日(水)・15日(木) 9:30～17:00	・すでに認証登録された事業所に所属する方等	会員15,000円 一般24,000円	20名
				10月31日(木)

※会場は職業能力開発協会です。

【お問い合わせ先】 滋賀県職業能力開発協会 能力開発課

TEL:077-533-0850(代) FAX:077-537-6540 URL:http://www.shiga-nokaikyo.or.jp/

平成30年度 「働くなら滋賀！人材育成助成金」のご案内



滋賀県では、採用後3年以内の従業員の人材育成に
取り組む中小企業等に対し、助成金を支給します！
ぜひ、ご活用下さい！！

◇申請できる中小企業等

- ・県内に本社または主たる事業所があること。
- ・人材育成に要する費用を助成事業主が負担していること。
- ・同一の人材育成について国または地方公共団体等から助成を受けていないこと。
- ・県企業情報サイト「WORKしが」に企業情報を掲載していること。 等

◇助成対象となる人材育成

- ・職場を離れて、外部の研修機関が作成したプログラムや社内の担当部署が考案したメニューを受講し、必要な知識やスキルの習得を図るもの（OFF-JT）。

◇助成対象経費

- ・受講料、教科書代、講師謝金、会場借上費 等

◇支給の上限

- ・一助成事業主あたり年度内15万円まで（助成率2／3以内）

※その他、募集に関する詳細は滋賀県のホームページをご確認の上、ご申請ください！

URL : <http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/jinzaiikuseijosei/hatarakunarashiga.html>

【お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課産業人材戦略係

TEL:077-528-3759 E-mail: fe0008@pref.shiga.lg.jp

中小企業の事業活動を担う人材育成のために

『中小企業人材育成プランナー』が人材育成に関する相談や企業ニーズに合った研修などを実施しています。



人材育成の相談

- 研修実施のアドバイス
- 社内研修の講師紹介
- 社外研修の情報提供

中小企業

講師の依頼
研修相談

情報提供
研修企画

中小企業人材育成プランナー

公共職業能力開発
施設などの情報

人材バンク（講師の紹介）



中小企業を応援します！

社外研修の実施

- 新人～中堅社員向け研修
- コミュニケーション力強化
- 職場改善力強化

【平成30年度の研修予定】 <<現場で働く社員を支援>> <<基本の力を伸ばす>> <<受講は無料>>

研修名	開催場所	受講対象	定員	時期		ビジネスの基本力・実践力 (2日間研修)	現場の基本力
				募集	研修日		
第1回 ビジネスの基本力 (2日間研修)	守山市 (守山市民ホール)	新人 5年程度	25	8月 9月	9月20日(木) ～21日(金)	○ビジネスマナーとコミュニケーションで力を発揮するためのスキルを習得 ・接遇の基本 ・ビジネス会話の基本 ・電話応対、来客応対 ・報連相のコツ ・コミュニケーションタイプ別対応法 ・アサーティブコミュニケーション	○[5S] の考え方と手法を分かり易く解説し、職場環境改善の姿勢や基本スキルを習得 ・[5S] とは ・[5S] 実践スキルとキーポイント ・[5S] を上手く進める方法 ・職場改善プラン
第2回 現場の基本力	東近江市 (愛東コミュニティセンター)	若手 中堅・リーダー	25	9月 10月	10月31日(水)	※第1回：基本スキル 第3回：上記基本スキルをベースとした実践スキル(アサーティブ、社内メンター、ファシリテーション等)	※[5S] とは改善のための手法で、整理・整頓・清掃・清潔・しつけの頭文字をとったものです
第3回 ビジネスの実践力 (2日間研修)	米原市 (米原市米原公民館)	基本スキルをマスターした方	25	10月 11月	12月 5日(水) ～6日(木)		
第4回 現場の基本力	甲賀市 (サントピア水口)	若手 中堅・リーダー	25	12月 1月	2月13日(水)		

各研修会の案内は本校ホームページに順次掲載します。
<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/#tyusyokigyoujinzaiikusei>
(「滋賀県立高等技術専門校」で検索、ホームページ左側の「中小企業人材育成促進事業」をクリック)

【お問い合わせ先】 滋賀県立高等技術専門校 草津校舎（テクノカレッジ草津）

TEL : 077-564-3296

障害者雇用優良事業所等の表彰に該当する方をご推薦ください！

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構は、障害者雇用の重要性を理解し、雇用の促進と職業の安定に積極的に貢献している事業所、団体および長年にわたり勤続し職業人として業績を挙げている個人の努力を讃えるため表彰を行っています。

本年度も次の区分で表彰を行いますので、対象の事業所や個人がありましたら、推薦をお願いします。（1、2、4の区分については関係団体等からの推薦が必要です。3については所属の事業所からの推薦も可能です。）

表彰の資格基準等の詳細は、県または（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部のホームページをご覧ください。

1. 障害者雇用優良事業所
 2. 障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体または個人
 3. 優秀勤労障害者
 4. チャレンジDWORK推進事業所
- 1～3については「滋賀県知事表彰」および「機構理事長努力賞表彰」を行います。
4については「滋賀県知事表彰」のみとなります。

【お問い合わせ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 担当者：中山 TEL：077-528-3758
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 高齢・障害者業務課
担当者：二木 TEL：077-537-1214

障害のある従業員を雇用されている事業主の皆さまへ

<<<<<<< 就労等医学的支援事業のご案内 >>>>>>>

**リハビリテーション専門職（理学療法士や作業療法士）が
皆様の職場に伺い、身体にあった動作や環境について一緒に考えます！！**

- ・ 障害のある方の体の痛みについて。
- ・ 障害のある方の作業環境について。
- ・ 高次脳機能障害のある方の対応について。 等々

障害のある従業員の障害特性や能力を踏まえ、どのように体のケアをすると良いのか、どのような作業環境が適しているのか等、企業の方と一緒に考えさせていただきます。

お気軽にお問い合わせください！！！！

【お問い合わせ先】

滋賀県立リハビリテーションセンター 事業推進係 担当 宮本・乙川
TEL：077-582-8157 FAX：077-582-5726
URL：<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/rehabili/syurouigakutekisien.html>

滋賀労働局からのお知らせ

平成30年度労働保険年度更新手続
6月1日(金)～7月10日(火)
までにお願ひします。

年度更新手続

○労働保険(労災・雇用保険)の年度更新手続は、平成29年度の確定保険料と平成30年度の概算保険料・一般拠出金(石綿健康被害救済法)を自主的に申告・納付していただく大変重要な手続きです。

保険料の申告・納付

○労働保険料の申告・納付は、管轄の労働基準監督署、滋賀労働局労働保険徴収室、日本銀行の歳入代理店(郵便局を含むほとんどの金融機関が日本銀行の歳入代理店となっています。)のいずれかでお願ひします。

ただし、口座振替の事業場は、日本銀行歳入代理店に提出することはできません。

また、管轄の公共職業安定所、社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内に設置)では、申告書受付のみを行っています。

郵送による申告書の提出(管轄の労働基準監督署、滋賀労働局労働保険徴収室あて。返信用封筒を同封してください)も可能です。

○滋賀県内の下記の会場において労働保険年度更新申告書の受付・相談会を開催いたしますのでご利用ください。

【お問い合わせ先】

〒520-0806

大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎3階

滋賀労働局総務部 労働保険徴収室

TEL: 077-522-6520 FAX: 077-523-5755

開催日時	会場	所在地	電話番号
6月11日(月) 9:30~16:00	長浜商工会議所	長浜市高田町10-1	0749-62-2500
6月15日(金) 9:30~16:00	草津商工会議所	草津市大路2-11-51	077-564-5201
6月19日(火) 9:30~16:00	甲賀市商工会	甲賀市水口町水口5577-2	0748-62-1676
6月21日(木) 9:30~16:00	高島市商工会(本所)	高島市安曇川町田中89	0740-32-1580
6月25日(月) 9:30~16:00	守山商工会議所	守山市吉身3丁目11-43	077-582-2425
6月27日(水) 9:30~16:00	長浜商工会議所	長浜市高田町10-1	0749-62-2500
7月3日(火) 9:30~16:00	彦根公共職業安定所	彦根市西今町58-3	0749-22-2500
7月4日(水) 9:30~16:00	東近江労働基準監督署	東近江市八日市緑町8-14	0748-22-0394
7月6日(金) 9:30~16:00	彦根公共職業安定所	彦根市西今町58-3	0749-22-2500

大津労働基準監督署と滋賀労働局労働保険徴収室は、年度更新期間中、共同受付窓口を開設しますので、ご利用ください。

6月1日(金) ～7月10日(火)	8:30～17:15	滋賀労働総合庁舎 3階会議室	大津市打出浜14番15号	代表:労働保険徴収室 077-522-6520
----------------------	------------	-------------------	--------------	----------------------------



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例: 解雇、雇止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

- ① あっせんにより円満解決 ② あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
 ③ 早期解決 ④ 現在、無料にて実施

総合労働相談所

開催日: 毎週 土曜日
13:00～17:00

年金相談センター

開催日: 毎月 第2土曜日
13:00～17:00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。 Tel.077-526-3760



広告

滋賀県社会保険労務士会
 〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
 Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
<http://www.sr-shiga.com/>

労働基準監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」を編成しました。

滋賀労働局は、滋賀県内の労働基準監督署に、働く方々の労働条件の確保・改善を目的とした「労働時間改善指導・援助チーム」を編成しました。

このチームは「労働時間相談・支援班」、「調査・指導班」の2つの班で編成されています。「労働時間相談・支援班」では県内の労働基準監督署内に「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、主に中小企業の事業主の方からの労働関係法令や長時間労働の削減に向けた取組等についての相談を受け付けます。「調査・指導班」では、任命を受けた労働基準監督官が、長時間労働を是正するための監督指導を行います。

【お問い合わせ先】

大津労働時間相談・支援コーナー TEL:077-522-6616

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎3階 大津労働基準監督署内

彦根労働時間相談・支援コーナー TEL:0749-22-0654

〒522-0054 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階 彦根労働基準監督署内

東近江労働時間相談・支援コーナー TEL:0748-22-0394

〒527-8554 東近江市八日市緑町8-14 東近江労働基準監督署内

～子どもの育ちを支える取り組みの輪が広がっています!～

専門性のある講師を派遣!

あなたの企業・事業所も、ぜひご加入ください!

無料

企業内家庭教育学習講座の開催をお手伝いします

企業・事業所において、子育てや家庭教育について学んでいただける企業内家庭教育学習講座の開催を支援します。

講師謝金・旅費は、県生涯学習課が負担します。開催にあたって講師の派遣を希望される企業・事業所は、下記担当までお問い合わせください。



【家庭教育学習講座の一場面】

これまでに開催された講演テーマより

子どもの「やる気」を引き出すコミュニケーションスキル	絵本で子育て 心育て
仕事と生活の相乗効果	人と人の交わりで育つ・育てる教育の営みを
聴いていますか子どもの声を	地域で子どもを育てる
人と人をつなぐ～慮（おもんばか）る心を～	社会みんなで子どもの育ちを支えましょう

【お問い合わせ先】

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

TEL : 077-528-4654

FAX : 077-528-4962

E-mail : ma06@pref.shiga.lg.jp



～滋賀県家庭教育支援センター～

におねっと

検索

Click!

1,435事業所と
協定を締結しています!
(H30.4.1現在)

労働委員会
だより

労使間のトラブルで お困りではありませんか?



労働委員会が解決のお手伝いをします

労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合または労働者個人と使用者との紛争を中立・公正な立場で解決することに努め、よりよい労使関係をつくるためのお手伝いをする専門的な行政機関です。

労働委員会の紛争解決制度

◆不当労働行為の審査 (労働組合と使用者との紛争)

使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

例えば・・・

- ・ 組合活動を理由に不利益な取扱いを受けた。
- ・ 団体交渉を申し入れたが応じてもらえない。
- ・ 組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

救済申立てがあると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう使用者に命令を発します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

◆労働争議のあっせん (労働組合と使用者との紛争)

労働問題について、当事者間での話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば・・・

- ・ 賃金や一時金の交渉が解決しない。
- ・ 休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している。
- ・ 人員整理、配置転換等で労使合意に至らない。

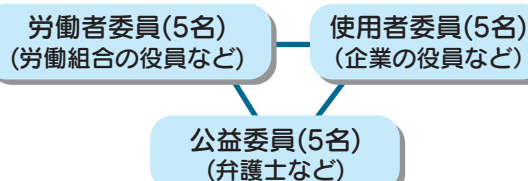
◆個別的労使紛争のあっせん (労働者個人と使用者との紛争)

労働者個人と使用者との間で労働条件に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば・・・

- ・ 突然解雇を言い渡された。
- ・ 賃金を一方的にカットされた。
- ・ 職場でパワハラを受けている。
- ・ 配置転換(出向)を命じたが、拒否された。

労働委員会の構成



労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する三者の委員で構成されています。

滋賀県労働委員会の活動状況

◆最近5年間の取扱件数の推移

業 務	年				
	25	26	27	28	29
不当労働行為の審査	3	3	7	4	2
労働争議のあっせん	2	2	5	2	3
個別的労使紛争の あっせん	3	2	8	7	6

当委員会では、委員(公・労・使各側1名)による

無料での労働相談を実施しています

- ★毎月第4金曜日・「月例労働相談」(会場:県庁) 電話での予約(10日前まで)をお願いします。
- ★10月・毎週1回程度開催(会場:県内各地) 詳細は決定次第お知らせします。
- ★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。まずはお気軽に下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577
大津市京町四丁目1-1 県庁東館5階
TEL: 077-528-4473
URL: <http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

高齢者や障害者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆様へ

高齢者・障害者雇用助成金 のご案内

豊富な活用事例
よりご案内します。

○65歳超雇用推進助成金

生涯現役社会実現のために高齢者の安定した雇用の確保のため、以下の措置を実施する事業主に対して助成金が支給されます。(全3コース)

【65歳超継続雇用促進コース】：65歳以上の年齢への定年の引上げ、定年の定め廃止等

【高齢者雇用環境整備支援コース】：高齢者の雇用環境の整備や雇用管理制度の導入等

【高齢者無期雇用転換コース】：定年年齢未満の有期契約労働者の無期雇用転換

○障害者雇用納付金制度に基づく障害者助成金

特別な措置を行わなければ障害者の雇用や継続が困難であると認められる場合、事業主の経済的負担を軽減するための助成金が支給されます。

【障害者作業施設設置等助成金】 【障害者介助等助成金】等

⇒平成30年4月より「障害者相談窓口担当者の配置」等が対象措置として追加されました。

⇒平成30年7月以降に助成金制度についての説明会を県内各所で開催することを予定しております。

滋賀支部ホームページ (<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/shiga/>) に掲載します。

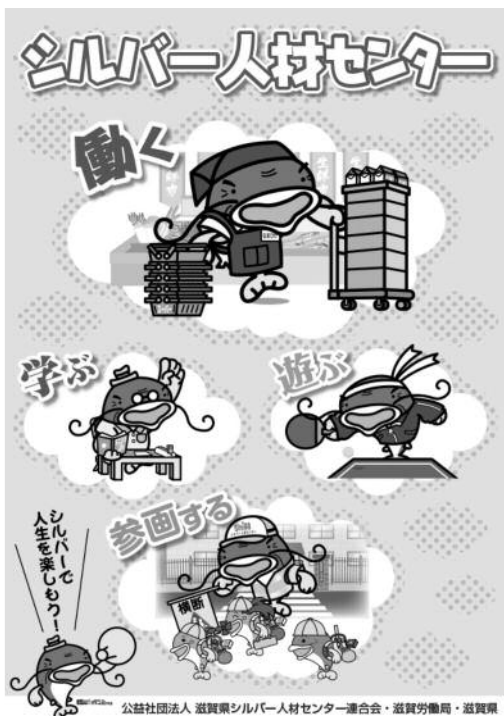
【お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

滋賀支部高齢・障害者業務課 担当：阪部（高齢）／安本（障害）

TEL：077-537-1214

シルバー人材センター 会員及び技能講習受講者 募集中！！



◆退職後、シルバー会員になって地域デビューしませんか。

◆シルバー人材センターの活動等については当連合会 又は あなたの街のシルバー人材センターのホームページをご覧ください。

◆おおむね60歳以上の方を対象に技能講習会を開催します。

介護職員初任者研修、販売スタッフ技能講習、ガーデニングスタッフ技能講習、DIY技能講習、生活支援サービス従事者講習 など
ご興味のある方は下記まで

【お問い合わせ先】

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会

〒520-0054 大津市逢坂1-1-1 テトラ大津3階

TEL：077-525-4128 FAX：077-527-9490

URL：<http://www.sjc.ne.jp/shigapref>

滋賀県の勤労者向け融資制度 (平成30年4月1日現在)

滋賀県では、勤労者の皆さまに安定した生活を営んでいただくために下記のとおり勤労者向け融資を行っています。各資金の申し込みにつきましては、直接県内の取扱い金融機関までお願いします。

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	利率	融資期間 (据置)
勤労者福祉資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②事業主または労働組合の証明が得られる方	臨時または緊急に必要な資金 ①本人または家族の療養費、分娩費、冠婚葬祭費、教育費 ②本人の転宅費 ③本人の住宅改良または補修費 ④生活に必要なと認められる耐久消費財の購入費 ⑤その他必要な出費で、知事が適当と認めたもの	100万円	2.50%	5年 (2か月以内)
育児・介護休業者生活資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②育児・介護休業を取得中または申請中で同一事業所に復職する予定の方 ③融資申込日において育児・介護休業終了日までの休業期間が1か月以上ある方 ④育児・介護休業の取得について事業主または労働組合の証明が得られる方	育児・介護休業期間中に必要な生活資金	100万円 (休業期間が3か月以下である場合は50万円)	1.90%	6年 (休業期間中を限度として1年以内)

取扱金融機関 近畿労働金庫、滋賀銀行、関西アーバン銀行、京都銀行
京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫
滋賀県信用組合、京滋信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合

【お問い合わせ先】 県内の各取扱金融機関 または 滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課
TEL:077-528-3751 FAX:077-528-4873

滋賀県労働相談所のご案内

労働に関する疑問・トラブルはありませんか？

「明日から来なくていい」と言われた。 残業手当を支払ってくれない。
有給休暇をとれない。 職場でケガをしてしまった。どんな給付が受けられる？
労働組合から団体交渉を求められている。どう対応すればいい？

労働者・事業主を問わず、専門の相談員が相談に応じます。

相談無料、秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください。

面談 (事前にご予約が必要です。) ・ 電話のいずれの相談もご利用になれます。

◇開設時間

月曜～金曜 (平日) 10時～20時 (12:30～13:30、15:00～15:15除く)
(祝日) 17時～20時
土曜・日曜 10時～16時 (12:30～13:30除く)

◇電話番号

077-511-1402

0120-967164 (フリーアクセスは、滋賀県内の固定電話 (もしくは公衆電話) からのみ利用可能です)

相談員の勤務上の都合などで、一時的にご利用いただけない場合がありますので、ご容赦ください。

滋賀県労働相談所

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21(6階)
JR琵琶湖線「膳所」駅より徒歩15分
京阪電鉄「石場」駅より徒歩3分

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL: 077-528-3751 FAX:077-528-4873
URL: <http://www.pref.shiga.lg.jp/>
E-mail: fe00@pref.shiga.lg.jp